

# 八王子市高齢者施設入所者一時転所受入協力金支給事務取扱要綱

令和4年(2022年)2月15日 施行

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設で新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生し、入所者の安全確保のため一時的に他の施設に転所させる必要が生じた場合、その受入施設に対し、八王子市高齢者施設入所者一時転所受入協力金(以下、「協力金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 高齢者施設でのクラスターを要因とする医療需要の急激な増加及びそれに伴う地域医療の供給不足を緩和し、医療提供体制の安定(施設内の医療的看護体制の確保や入院受入病院の病床ひっ迫防止)を図る。

## (対象者)

第3条 この要綱における対象者は、八王子市内の高齢者施設に入所する要介護認定を受けた者であり、かつ、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 厚労省通知健感発0225第1号(令和3年2月25日)で示す退院基準を満たす者
- (2) 新型コロナウイルス感染症のPCR検査又は抗原検査で陰性が確認された者
- (3) クラスター発生施設において、感染の可能性が低いと考えられる者

2 対象者の選定については、予め八王子市に相談し、その承諾を得ること。

## (支給対象施設)

第4条 協力金の申請及び支給の対象となる施設は、介護保険法第8条第29項に定める介護医療院とする。

## (対象期間)

第5条 協力金の申請及び支給の対象となる期間は、令和4年(2022年)2月16日から同年3月31日までとする。

## (支給額)

第6条 協力金は、第4条に規定する施設に対し、予算の範囲内において、以下のとおり支給する。

介護度	支給額(1人あたり/日)
要介護1・要支援	15,500円
要介護2	16,500円
要介護3	19,000円

要介護 4	20,500 円
要介護 5	21,500 円

(申請)

第7条 協力金の支給を希望する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる様式及びその付属資料を市に提出するものとする

- (1) 様式第1号 八王子市高齢者施設入所者一時転所受入報告書
- (2) 別添 八王子市高齢者施設入所者一時転所証明書
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(支給)

第8条 市長は、申請者より前条の規定による様式の提出があった場合、その内容を審査の上、適正と認めるときは協力金を支給する。

- 2 市長は、第1項の審査により、協力金の支給を決定したときは、様式第2号により当該申請者に通知する。

(協力金の取消し及び返還)

第9条 市長は、協力金支給の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、協力金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支給の決定の取消しを行うものとする。

- 2 前項の取消しを行う場合において既に協力金を支給しているときは、市長は期限を定め、協力金の返還を命ずる。

(検査及び報告)

第10条 市長は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置(以下「検査及び報告等」という。)を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)2月15日から施行する。